

美財財第36号
平成26年5月29日

総務大臣 新藤義幸 様

美唄市長 高橋 幹



第三セクター等改革推進債の活用計画書の提出について

美唄市土地開発公社及び職業訓練法人美唄情報開発学園の第三セクター等改革推進債の活用計画書を別紙のとおり提出します。

(総務部財政課)

提出資料

1. 美唄市土地開発公社にかかる地方財政法第33条の5の7第1項に規定する計画 (P1)
2. 職業訓練法人美唄情報開発学園にかかる地方財政法第33条の5の7第1項に規定する計画 (P5)

美唄市土地開発公社にかかる地方財政法第33条の5の7第1項に規定する計画

北海道美唄市

1 地方財政法（昭和23年法律第109号。以下「法」という。）第33条の5の7第1項各号に掲げる行為を行うことについて

平成27年度に第三セクター等改革推進債を経費の財源として、次の行為を行う。
法第33条の5の7第1項第3号（公社の解散）

2 法第33条の5の7第1項各号に掲げる行為の対象となる第三セクター等の名称

「美唄市土地開発公社」

- ・設立目的 「公有地の拡大の推進に関する法律」に基づき、公有地拡大の計画的推進を図り、地域の秩序ある整備と公共の福祉の増進に資することを目的に昭和48年5月に設立。
- ・組織 理事5名（理事長含む）、監事2名、職員6名
- ・基本財産 500万円（美唄市100%出資）
- ・主な業務 ア 公共用地（先行取得用地）の取得・処分
イ 住宅地（事業用地）の造成・分譲

3 法第33条の5の7第1項各号に掲げる行為に係る検討の経緯及びその内容

【土地開発公社の現状】

美唄市土地開発公社は公共用地の先行取得や個人向け住宅地の造成・分譲を行ってきたが、市の財政状況の悪化により先行取得用地の買い戻しが進まないことや住宅分譲地の販売が振るわないことから土地の保有期間が長期化し、公社経営は非常に厳しい状況となっている。

市では平成16年の総務省通知「土地開発公社経営健全化対策について」を踏まえ、「美唄市土地開発公社経営健全化計画」（H20～H29）を策定し、地価の下落による時価（H19年当時）と簿価との差額（特別損失）の総額約4億4,349万円を、市の一般会計が計画的（期間H21～H34）に補てんするほか、平成24年度には売却額と簿価との差損金約1,620万円を計画に基づき補てんするなど経営改善に取り組んでいるが、平成25年度末における借入残高は13億191万2,209円で、3億8,510万4,244円の債務超過となっており依然として厳しい経営が続いている。

<土地保有状況>

先行取得用地				
No.	用地名	取得年月	地積(㎡)	簿価(千円)
1	東雲通り道路造成用地	S56. 8. 27	1,040	4,090
2	都市計画道路東3条通り	H 1. 3. 29	353	7,649
3	東2条公園用地	H 3. 5. 30	2,744	84,094
4	健康の丘スポーツランド用地	H 3. 12～	274,040	112,464
5	銀河通りアンダーパス関連用地	H15. 7. 15	253	5,535
計			278,430	213,832
事業用地				
No.	用地名	取得年月	地積(㎡)	簿価(千円)
1	身障指導所跡地	S56. 8. 27	27,653	39,122
2	つつじ団地	H 1. 3. 29	7,631	93,115
3	東2条特定住宅地	H 3. 5. 30	996	11,027
4	新橋団地	H 3. 12～	17,434	150,772
5	第2西4条団地	H15. 7. 15	315	3,940
6	保健所跡地	H15. 12. 17	331	2,380
7	東部地区分譲宅地予定地	H 6. 3～	40,464	66,611
計			94,824	366,965
合 計			373,254	580,797

【平成25年度までに完了できなかった理由】

平成21年6月23日付け「第三セクター等の抜本的改革の推進等について」の通知を受け、直ちに三セク債の活用について検討を行ったが、市立美唄病院事業会計が平成19年度末に抱えた累積不良債務の解消を目的に、行財政改革により一般会計から総額21億円を計画的にねん出して繰出すこと（基準外繰出）などを定めた美唄市財政健全化計画（期間：H20～H27）を進めている中で、この計画の達成が最優先であり、三セク債の償還財源がどうしても確保できないことから、その時点での活用は難しいと判断し、平成20年度策定の経営健全化計画に基づき健全化を進めることとしたところである。

平成22年度以降は、決算状況を踏まえた毎年度の財政健全化計画の見直しの中で、病院事業会計への基準外繰出総額21億円について前倒しする等、この計画最終年度（H27）よりも早期に財政健全化を達成させ、財源確保を見据えた上で、平成25年度までに土地開発公社の三セク債活用による解散に取り組むことができるよう、財政健全化計画の進行管理を行ってきたものである。

具体的には、平成22年度の財政健全化計画の見直しにおいて、債務負担行為の繰上償還（約5,200万円）や病院事業会計への基準外繰出の前倒し（1億6百万円）を行い、また、平成23年度には病院事業会計への基準外繰出の前倒し（2億5,100万円）を行うなど、財政健全化計画の早期達成に取り組みながら、財源確保を見据えた上で、土地開発公社の解散に取り組むことができるよう推し進めてきたものである。

このように財政健全化計画の早期達成に向けた取り組みは順調に推移していたが、平成24年度において、普通交付税及び臨時財政対策債の合計の決定額が、当初予算に比較して約1億6千8百万円減となったこと、また、平成24年度決算では実質収支黒字が約5,800万円であったことから、平成24～25年度は財政健全化計画の早期達成に向けた取り組みを実施できなかったものである。

また、土地開発公社経営健全化計画に基づいて保有土地の販売推進に取り組んできたものの、地価の下落が続いていたため土地の売却がなかなか進まず、この計画に基づいた一般会計からの補てん金（時価と簿価との差額の補てん）だけでは、保有土地を抱えたまま負債が増え続けることから、抜本的改革期間の最終年度である平成25年度早々に、再度、土地開発公社の三セク債活用による解散について検討したが、財政健全化計画が完了していない中では、償還財源のねん出が困難であると判断し、結果として土地開発公社の解散についても見送らざるを得なかったものである。

【平成26年3月末までに決定した内容】

平成26年3月25日に北海道を通じて三年間延長する経過措置について通知を受け、改めて財政状況の精査と今後の推計を行い再度検討した結果、①市立美唄病院事業会計への総額21億円の基準外繰出しを含めた財政健全化計画が、平成27年度には完了する見込みとなったこと、②財政健全化計画の推進により公債費負担の減少が見込まれること、③公団営土地改良事業等の債務負担の終了に伴い、その部分の財源を三セク債の償還財源に充てることができることなどの理由により、平成28年度以降であれば償還財源が確保できることや公債費負担適正化計画で目標としている実質公債費比率18.0%を下回ることが可能であると判断し、3月27日に市として三セク債の経過措置を活用して解散する方針を決定（市長決裁）して、美唄市土地開発公社の解散整理を進めることとしたものである。

4 法第 33 条の 5 の 7 第 1 項による地方債を起こす年度

- ・ 平成 27 年度

5 法第 33 条の 5 の 7 第 1 項各号に掲げる行為が完了する年度

- ・ 平成 27 年度

職業訓練法人美唄情報開発学園にかかる地方財政法第33条の5の7第1項に規定する計画

北海道美唄市

1 地方財政法（昭和23年法律第109号。以下「法」という。）第33条の5の7第1項各号に掲げる行為を行うことについて

平成27年度に第三セクター等改革推進債を経費の財源として、次の行為を行う。
法第33条の5の7第1項第4号（損失補償を行っている法人等の解散）

2 法第33条の5の7第1項各号に掲げる行為の対象となる第三セクター等の名称

「職業訓練法人 美唄情報開発学園」

- ・ 設立目的 職業能力開発促進法による認定職業訓練その他認定職業訓練に関し必要な業務を行うことにより、職業人として有為な労働者の経済的社会的地位の向上を図ることを目的に昭和63年に設立。
- ・ 学科/定員 情報処理科 20名
マルチメディア情報科 20名 1学年40名
- ・ 過程/年限 普通過程 昼間2年制
- ・ 組織 理事10名（理事長含む）、監事2名、職員4名
- ・ 資産 0円（土地、建物の所有は美唄市であり、学園は無償貸与を受けている）
※出捐金（特別会費） 1億1,100万円（うち美唄市4,600万円）
開設時における、北海道中央コンピュータ・カレッジ開校に係わるコンサルティング業務、冬期養生工事等に全額支出済み
- ・ 主な業務 認定職業訓練

3 法第33条の5の7第1項各号に掲げる行為に係る検討の経緯及びその内容

【解散を検討した背景】

職業訓練法人 美唄情報開発学園が運営する北海道中央コンピュータ・カレッジは、平成元年の開設当初から少子化や学生の都会志向などによって定員割れを生じ、経営は厳しい状況となっていた。

平成21年6月、厚生労働省から、北海道中央コンピュータ・カレッジの設置者である独立行政法人雇用・能力開発機構の業務を、平成23年3月31日をもって廃止することとしたので、平成22年度の募集は行わないこととする旨の、通知があった。

このような中、平成22年5月、厚生労働省から施設等の譲渡に係る基本方針が示さ

れ、同年8月、雇用・能力開発機構から公用、公共目的として利用することを条件に、建物を市へ無償譲渡するとの通知があった。

これを受け、北海道中央コンピュータ・カレッジは、地域にあつて情報化に必要な人材育成を図り、市内外に優秀な情報処理技術者を輩出してきたほか、今日の厳しい雇用環境下において、高度な技術・知識を有する技術者の養成確保は重要な課題となっており、今後も、地域において、北海道中央コンピュータ・カレッジは重要な施設として、無償譲渡の申し出を受けることとし、これまで通り、職業訓練法人 美唄情報開発学園で運営を続けていくこととした。

市としては、当該施設については、施設の老朽化が著しいことから、平成23年度及び24年度において、厚生労働省の補助金を活用し、外部改修工事、暖房用ボイラー、給水加圧装置改修工事及び屋上防水改修工事を実施したほか、平成23年度からは、少子化や都会志向などにより、学生の確保が厳しい状況にあることから、学生確保に向けて、学園が行う、通学費や下宿・アパート家賃への助成制度に対して助成を行うなど、学園の経営安定化を図るための支援を行ってきた。

学生募集活動については、道内ほぼ全域の高校の進路指導部を通じて、通学支援及び家賃支援など、学園の特色をアピールし、活動をおこなってきたが、少子化や経済状況、また、学生が札幌の専門学校等に集中する傾向が見られることなど厳しい状況から、昨年2月に開催された学園理事会において、平成25年度に入学する学生が10名を割る現状を踏まえ、平成26年度の学生募集を停止することについて5月の総会に付議することを決定し、今後、学生数が大幅に増えることは想定できず、経営的には相当厳しい段階にきているとの理由から、昨年5月に開催された学園の通常総会において、平成26年度に入学する学生の募集停止を決定した。

〈決算の推移〉

(単位：千円)

年度	H20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度(予)
単年度収支	△ 974	175	1,715	△3,204	△14,615	△15,047	133
借入金(美唄市)	104,000	103,000	103,000	103,000	103,000	135,000	161,000

〈学生数〉

(単位：人)

年度	H20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
1年生	23	34	25	19	23	9	-
2年生	16	18	27	20	18	17	8
合 計	39	52	52	39	41	26	8

【平成25年度までに完了できなかった理由】

北海道中央コンピュータ・カレッジは、2年生課程の認定職業訓練校であり、平成26年度の学生募集は停止したが、25年度入学生の卒業する平成27年3月までは、在校生に対する教育訓練の質を維持し、全員を就職させることが、社会的責任であり、閉校に伴い、解散する法人職員の雇用の問題等、法人を存続させる必要があったことから、平成25年度までの第三セクター等改革推進債を活用した解散は、やむを得ず

見送ることとした。

【平成 26 年 3 月末までに決定した内容】

美唄情報開発学園は、本年 2 月に開催した理事会において、平成 27 年 3 月末日をもって当該学園が運営する北海道中央コンピュータ・カレッジを閉校することを本年 5 月の総会に諮ること、あわせて、来年 3 月の臨時総会において法人組織を解散することの承認を得ることを了した。

なお、美唄情報開発学園解散に当たっては、独自での資金調達が難しく、これまで市からの短期貸付金（無利子）により法人運営をしてきており、市の短期資金返済を含めた解散整理の財源がないことから、市としては、平成 26 年 3 月 25 日に、市長決裁により、この度の経過措置に係る取り扱いにより、第三セクター等改革推進債を活用し、解散に伴う債権処理を進めていくことを決定した。

第三セクター等改革推進債を活用した場合の財政的な負担について、①美唄市財政健全化計画（計画期間：平成 20 年～27 年）の推進により、投資的経費の抑制と公債費の負担軽減に努めたことなどにより公債費負担の減少が見込まれること、②公団営土地改良事業等の債務負担の終了に伴い、その部分の債務負担額の財源を償還に充てることができること、以上のことから美唄市財政健全化計画が終了した翌年度の平成 28 年度以降は、公債費負担適正化計画で目標としている実質公債費比率 18.0%を下回る見込みとなっている。

三セク債活用にあたっては、清算計画に基づく債務処理（地方債に関する省令第 2 条の 10 第 1 項第 3 号）を行い、その上で解散させることとする。

4 法第 33 条の 5 の 7 第 1 項による地方債を起こす年度

- ・ 平成 27 年度

5 法第 33 条の 5 の 7 第 1 項各号に掲げる行為が完了する年度

- ・ 平成 27 年度